

非該当証明書

2/6/2026

タレスDISジャパン株式会社
東京都港区赤坂 2-17-7
赤坂溜池タワー 8 階
03-6744-0222

該非判定を行った結果、以下のプログラムは外国為替令別表の 1 項から 1 5 項までのいずれにも該当しないことを証明します。
なお、外国為替令別表の 1 6 項には該当します。

※令和 8 年 2 月 1 4 日施行政省令等対応

名称	Sentinel LDK
メーカー	THALES DIS ISRAEL LTD.
型番	-

項番		貨物等省令条項	項番を判定に用いた理由	判定結果
第 1 項	武器			対象外
第 2 項	原子力			対象外
第 3 項	化学兵器			対象外
第 3 の 2 項	生物兵器			対象外
第 4 項	ミサイル			対象外
第 5 項	先端材料			対象外
第 6 項	材料加工			対象外
第 7 項	エレクトロニクス			対象外
第 8 項	電子計算機			対象外
第 9 項	通信	第21条第1項	暗号機能を有するため	非該当
第 1 0 項	センサー			対象外
第 1 1 項	航法装置			対象外
第 1 2 項	海洋関連			対象外
第 1 3 項	推進装置			対象外
第 1 4 項	その他			対象外
第 1 5 項	機微品目			対象外
第 1 6 項	キャッチオール規制		工業製品であるため	該当

ECCN判定 EAR99
・判定上の最終確認につきましては、輸出又は役務取引のご担当者様にて輸出国、客観要件、又は需要者等の判断のうえ該非判定願います。

外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

技術内容：Sentinel LDK

©CISTEC

2026.02.14施行政省令等対応（ 1 / 2 ）

9－（１）輸出貿易管理令別表第１の９の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
〔省令〕第２１条 〔第１項〕 外為令別表の９の項（１）の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 －		
一 第８条第二号イ（二）に該当するものの設計 又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】	付表技術	プログラムである
二 第８条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までの いずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術 （プログラム及び前号に該当するものを除く。）	【 × 】		（省令第８条第 号 ） プログラムである
二の二 第８条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの （同条第十一号ロに該当するものを除く。） の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】 《 》	]除外	（省令第８条第 号 ） プログラムである
三 第８条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの （同条第十一号ロに該当するものを除く。） の使用に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】 《 》	]除外	（省令第８条第 号 ） プログラムである
四 第８条第一号、第二号又は第四号から第五号の五まで のいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。） に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】 《 》	]除外	（省令第８条第 号 ） プログラムである
五 第８条第二号イ（二）に該当するものを設計し、 又は製造するために設計したプログラム	【 × 】	付表技術	貨物を設計・製造するものではない
六 第８条第一号、第二号又は第四号から第五号の五まで のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、 又は改造したプログラム（前号に該当するものを除く。）	【 × 】 《 》	]除外	（省令第８条第 号 ） 貨物を設計・製造するものではない
七 第８条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに 該当するものを設計し、又は製造するために設計し、 又は改造したプログラム	【 × 】	本項＝ 第１項	（省令第８条第 号 ） SDKであり、かつ、暗号機能を有する。しかし、暗号 機能は認証目的のみに使用されるものであり、本項 ９号に該当するものを設計・設計するものではない
七の二 第８条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するもの を設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】		（省令第８条第 号 ） 左記設計ではない
八 第８条第一号、第二号又は第四号から第五号の五まで のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】		（省令第８条第 号 ） 貨物を使用するためのものではない
八の二 第８条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに 該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】		（省令第８条第 号 ） 貨物又はプログラムを使用するためのものではない
八の三 第８条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するもの を使用するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】		（省令第８条第 号 ） 貨物又はプログラムを使用するためのものではない
九 プログラムであつて、第８条第九号イ若しくはハからホまで、 第十号又は第十一号イのいずれかに該当する貨物の有する機能と 同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの 又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの （第８条第九号イ又はハからホまでに係るものにあつては、 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、 その機能が、操作、管理又は保守に関するもの に限定されているものを除く。）	【 × 】 《 》	]除外	（省令第８条第 号 ） 暗号機能は認証目的のためのみに使用さ れているため、左記に該当しない
九の二 プログラムであつて、第８条第十一号ロに該当する貨物の 有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの 又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの （侵入プログラムを除く。）	【 × 】 《 》	]除外	情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、 機能を低下させ又は迂回させるものではない
十 削除			
十一 第五号のプログラムの設計 又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】	付表技術	

外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

©CISTEC

2026.02.14施行省令等対応（ 2 / 2 ）

9－（１）輸出貿易管理令別表第１の９の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第２１条 〔第１項〕 外為令別表の９の項（１）の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 ー		
十一の二 第五号のプログラムの使用 (操作に係るものを除く。) に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】 《 》	]除外	
十二 第七号、第八号の二又は第九号の プログラムの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】		
十二の二 第七号、第八号の二又は第九号の プログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】		
十三 第六号又は第八号のプログラムの設計、製造 又は使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】 《 》	]除外	
十四 削除			
十五 削除			
十六 第８条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。） であつて、 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、 ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	【 × 】		
十七 第８条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであつて、 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、 ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	【 × 】		暗号機能は認証目的のためのみに使用されており、 左記に該当しない
	判定結果	☐ 該当 ☒ 非該当	
作成責任者：（作成年月日：2026年 2月6日）	該当項番 ① 外為令別表の項番[] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []		

会 社 名 タレスD I S ジャパン株式会社

所 属 ・ 役 職 ソフトウェアマネタイゼーション事業本部

(フリガナ)
氏 名 山下 進一

電 話 03-6744-0222

